

## 特集2：信州の草地利用の現状をさぐる

### 保全が求められる草地の生き物

現在の日本の温暖で湿潤な気候条件の下ではほとんどの場所で植生は森林へと遷移します。そうしたなか、江戸時代には草が肥料・牛馬の餌・建築材として生活に不可欠だったため、集落周辺に多くの草地がありました。しかし戦後、燃料革命や貿易の拡大等によって草の利用が減少すると、草地への植林、宅地・農地・観光地開発がすすみ、それ以外の場所では森林化がすすんだため草地は著しく減少しました。「日本統計年鑑」によれば、20世紀初頭の長野県原野面積は22万ha(県土の16%)、現在は5万ha(県土の3%)となっています。草地の減少に伴い、草地の環境に適応してきた生き物の中には著しく数を減らしたものもあり、その保全が求められています。その代表的なものが秋の七草として知られるキキョウ、オミナエシ、ナデシコで、これらはかつて県内全域で盆花として利用されていましたが現



写真1 霧ヶ峰の火入れ(2018年4月)

在は限られた場所ではなくなり、

それでは、現在信州の草地はどのようにして残されているのでしょうか。4地域の草地を取り上げ、利用に関わる人々への聞き取りや資料収集により草地利用の現状を調べてみました。

### 各地の草地利用の現状

**霧ヶ峰(諏訪市、茅野市)** 県内最大の約1000haの草地があります。うち42haで茅野市柏原地区の住

民によって伝統的な火入れが景観保全を目的に継続されてきました(写真1)。火入れは4月下旬に約110名で行われてきました。火入れ地にはかつての霧ヶ峰の植生が残されてきましたが、今年から地元集落が高齢化による担い手不足で火入れを中止し、今後は茅野市による雑木処理によって草地景観の維持が図られることになりました。車山高原のスキー場(78ha)では管理会社によって毎年秋に草刈りが行われています。それ以外の場所では、地元集落・自治会・市や県によって構成される「霧ヶ峰みらい会議」が中心となり草刈りや雑木処理等がのべ150名のボランティアを募って毎年3ha程度で行われています。

**菅平高原(須坂市、上田市)** 菅平牧場とスキー場(175ha)に約800haの草地があります。利用されている放牧地は約300haで、半分弱を占める野草地の10haで景観保全のための火入れが行われていま

す。火入れは4月下旬に牧場や菅平観光協会等から50名が出て行われています。スキー場ではリフト会社によって毎年秋に草刈りが行われています。秋の七草が咲く草地は火入れ地とスキー場の一部に残されています。筑波大学や峰の原観光協会がボランティアを募って草刈りを行い希少種が守られている場所もあります。

**開田高原(木曾町)** 統計上の総草地面積は5.2haです。2005年以降住民自治協議会の事業として集

落毎に耕作放棄地の森林化防止や景観保全を目的とした火入れが毎年行われており、草地の多くはこの火入れによって維持されていると思われます。このうち、0.5haの草地では1戸の牛飼育農家によって1年おきに春先の火入れと秋の干草刈りを繰り返す伝統的な草地利用が継続されています。この草地には希少種が多く生息・生育していることから、2014年以降「県希少野生動物植物生息地等保護区」に指定され、秋の草刈りは県や町の職員、町民等の支援を得て行われています。一方、これ以外の区域で、昨



写真2 かつて草を干すために作られたニゴが復元された（2018年9月 開田高原 田澤佳子氏提供）

年秋から市民によって木曾馬文化を再生する活動として、伝統的草地利用を再現する取組みが始まり（写真2、P6参照）、希少種保全の効果が期待されています。

**牧の入茅場（小谷村）** 6haの草地に生育するカリヤスやススキ等が、地元の（株）小谷屋根によって文化財の屋根材として利用されています（写真3）。毎年5月上旬に地元集落の住民80名で火入れが行われ、初夏には低木のハギ刈りが行われています。火入れ後に出るワラビやウドは小学校の子どもたちに採取され、加工場へ売却された代金は小学校の図書購入に充てられています。2014年以降は文化庁によって「ふるさと文化財の森」に指定され、草地の維持管理に国から支援を得ています。

これらから、草地のうち実際に手が入られている面積はわずかであること、多くは観光地の景観、スキー場として利用され、茅場として利用されている場所もあること、草地の維持管理の主体が地元集落から行政や市民に移ってきていること等がわかります。



写真3 茅立ての風景（2018年11月 牧の入茅場）

## これからの草地利用

熊本県阿蘇地域の草地は、2013年国連食糧農業機関によって「世界農業遺産」に認定されました。現在も火入れや牛の放牧が行われ、堆肥は有機農業に活用され、草地は希少種の生息・生育地となっている等、持続可能な農業が行われていることが評価されたのです。これによって阿蘇の農畜産物には付加価値が付けられ、草地利用のインセンティブになっています。さらに2017年には文化庁によって「重要文化的景観」に指定され、草地の維持管理に国から支援を得ています。こうした取組みを参考に、信州の草地についても、先人たちの草地利用の伝統知を継承しながら、みんなで守っていく新しいシステムを作っていくことができると考えています。

（浦山 佳恵）